

令和 7 年度平戸市農業委員会第 1 回総会議事録

■開催日時：令和 7 年 4 月 25 日（金）午前 9 時 30 分～午前 10 時 30 分

■開催場所：平戸市役所 3 階 大会議室 ABC

■農業委員：19 人中 18 人出席 欠席委員：11 番

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18 人中 16 人出席 欠席委員：9 番、10 番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0 人

■事務局 大坪事務局長、浅田事務局次長、寺田班長、
金子係長、田崎主任主事

■書記の職氏名 職氏名：寺田班長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程 1 開会宣言

日程 2 会長あいさつ

日程 3 議事録署名委員及び書記の指名

日程 4 会務報告

日程 5 議事

報告 第 1 号 使用貸借解約通知書について

報告 第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について

議案 第 1 号 非農地通知取消について

議案 第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について

議案 第 4 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について

日程 6 閉会

発言者名	会 議 の 概 要
局 長	■日程1 開会宣言 ただいまから、「令和7年度 第1回 平戸市農業委員会総会」を開会いたします。
事務局	開会にあたり、会長がご挨拶致します。 ■日程2 会長あいさつ 皆様、おはようございます。春の農作業のお忙しい中、令和7年度第1回の総会にご出席いただきありがとうございます。 非常に慌ただしくなりますので、農機具等の事故等に注意して農作業にあたってくださいと思います。 今年は非常に雨が少ないような気がしますけれども、なかなか湧水田で田んぼのほうが出来上がっていないような状況でございます。 本日も、報告2件、議案4件を提案しておりますので、慎重なご審議をお願いして、開会の挨拶といたします。
会 長	本日は、11番の農業委員から欠席する旨の届出がっております。 よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、総会が成立していることを報告いたします。 また、推進委員では、9番、10番委員から欠席、11番委員から遅刻の報告がっております。 それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、会長にお願いいたします。
事務局	■日程3 議事録署名委員及び書記の指名 それでは、日程3の議事録署名委員および書記を指名いたします。 平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定による議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議事録署名委員に議席番号、6番委員、12番委員、書記に班長を指名いたします。 以上で日程3を終わります。

	■日程４ 会務報告
会 長	次に、日程４、会務報告について、事務局から報告をいたします。
事務局	それでは、議案書の１ページをお願いします。 ４月の会務報告をいたします。（４月会務報告を報告） ５月の会務予定を申し上げます。（５月会務予定を報告） 以上で報告を終わります。
会 長	それでは、５月の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。 ５月の総会を令和７年５月２８日（水曜日）午前９時３０分からとし、場所は、平戸市役所３階大会議室において開催したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議がありませんので、５月の総会を令和７年５月２８日（水曜日）午前９時３０分からとし、場所は、平戸市役所３階大会議室において、開催いたします。 ■日程５ 議事
会 長	次に、日程５、議事に入ります。
	《報告第１号 使用貸借解約通知書について》
会 長	報告第１号について、事務局からの報告を求めます。
事務局	それでは、議案書の２ページから３ページをお願いいたします。 ３ページについて、ご説明いたします。 報告第１号、使用貸借解約通知書について、番号１番、貸人借人については、記載のとおりです。貸借農地は、田平町一関免字大山口４８７番１、現況地目は田で、面積は９５２㎡となります。 契約内容につきましては、備考欄のとおりです。解約理由は、借人が死亡したためとなっております。 番号２番、３番についても同様の案件となっておりますのでご一読願います。 報告第１号の説明は以上です。
会 長	ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。 「意見なし」
会 長	意見が無いようですので、報告第１号を終わります。

	《報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について》
会 長	次に、報告第 2 号について、事務局からの報告を求めます。
事務局	議案書の 4 ページから 5 ページをご覧ください。 5 ページについて、ご説明いたします。 報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について、ご説明いたします。 番号 1 番、貸人借人については記載のとおりです。貸借農地は、田平町以善免字水洗 1150 番 3、現況地目は田で、面積が 1,188 m²、他 2 筆、合計で 2,728 m²、契約内容につきましては備考欄のとおりです。解約理由は、借人が耕作できなくなったためとなっております。 番号 2 番についても同様の案件となっておりますので、ご一読願います。 報告第 2 号の説明は以上です。
会 長	ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。
3 番委員	解約された後の貸借について、何か計画がありますか。
事務局	報告第 2 号の案件につきましては、番号 1 番の解約のみ、この後の議案第 4 号で新たな借受人が決定しておりますので、そこで審議をさせていただきます。
3 番委員	番号 2 番の方は決まっていらないんですか。
事務局	番号 2 番の方はまだ決まっておりません。
3 番委員	わかりました。
会 長	よろしいでしょうか。田平の委員の方で借受人を見つけていただければ事務局も助かるかと思いますので、よろしく願います。 他に意見がないようですので、報告第 2 号を終わります。 《議案第 1 号 非農地通知取消について》
会 長	次に、議案第 1 号の議題に入ります。 それでは、事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 6 ページ、7 ページをご覧ください。 議案第 1 号 非農地通知取消について 6 ページに記載してありますとおり、3 月 25 日に開催した農業

	委員会総会において、農地に該当しないということで非農地に承認されたんですけど、その件について再度調査を行った結果、耕作をしていることが判明しましたので、今回取り消しをさせていただきます。 番号 1 番、申し出を受けた土地については、宝亀町字中田 1423 番 2、地目が畑で、地積が 349 m²、再度調査したのが 4 月 17 日になります。 (スライドにより位置、現況写真等について説明。) 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。 「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 1 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 1 号について、原案のとおり決定いたします。 《議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》
会 長	次に、議案第 2 号の議題に入ります。 それでは、事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 8 ページ、9 ページをご覧ください。 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、今回 5 件っております。 番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については田平町福崎免字山野田 580 番、地目が田で、地積が 4,813 m²、外 5 筆、合計の地積が 6,328 m²となります。農業経営規模拡大のための所有権移転（贈与）となります。 番号 2 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、田平町下寺免字松ノ本 80 番、地目は田で、地積が 3,099 m²、農業経営規模拡大のための所有権移転（売買）となります。 番号 3 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、田平町本山免字焼山 282 番 2、外 4 筆、計 5 筆、地目は畑で、合計の地積が 5,713 m²、農業経営を開始するための所有権移転（贈与）となります。 番号 4 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、紐差町字二本松 223 番 3、地目は畑で、地積が 192 m²、農業経営規模拡大のための所有権移転（売買）となります。

	番号 5 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、宝亀町字中田 1423 番 2、地目は畑で、地積が 349 m²、家庭菜園として利用するための所有権移転（贈与）となります。番号 5 番については、先ほどの非農地通知取消と同じで、譲渡人と譲受人は親戚内で、元々譲受人の母親の土地を譲渡人に贈与したんですけど、元々の土地に返したいということで今回、3 条の申請によって所有権移転を行うということです。 （スライドにより位置、現況写真等について説明。） 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。 「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 2 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 2 号について、原案のとおり決定いたします。 《議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について》
会 長	次に、議案第 3 号の議題に入ります。 それでは、事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 10 ページから 12 ページをご覧ください。 議案第 3 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、今回、11 ページ、12 ページにありますように 35 筆出ております。これについては、既に山林化・原野化していて、再生利用が困難な土地について、こちらから非農地通知の発出を行うものです。 （スライドにより位置、現況写真等について説明。） 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
3 番委員	みかん園として造成された土地は、個人所有だったと思うんですが、今回、平戸市や森林組合が所有者となった経緯を教えてください。

事務局	経緯については、担当者しか分からないんですけど、私が聞いた中では、所有者がいないとか不明になっている土地があるところを換地するためには誰かの名義にしなければいけない、そうした場合にどうするかとなって、最終的には平戸市と森林組合の土地として所有して、そうしたことで換地が終わる、所有者が不明であれば換地ができないということで、所有者をはっきりさせるために平戸市と森林組合に振り分けたと聞いております。
3 番委員	他の農地でも所有者不明の農地は出てくると思うんですけど、そういった農地に対しては、公共団体であったり市であったり、そういうことが認められればできるということですか。
事務局	この土地が基盤整備のような土地なので、そういうことができたんですけど、個人で基盤整備以外の山の所有者が不明だから平戸市にできるかということできません。そういうことは絶対にしませんし、国もしないと思います。 なぜかという、ここを管理するためにお金が必要になってきて、不明な土地をどうするかということになったら、今、農業委員会にも、山になっている土地はいらないので平戸市で受け取ってくれないかと問い合わせがあっても、全て断っております。国については、お金を何十万、何百万か面積に応じて支払えば、国が引き取りますという制度になっています。 ですので、公共事業とか基盤整備とかそういう時で登記が難しい場合は、そういう可能性もありますけど、ただ単に一般の土地でそれができるかと言われても、平戸市も国も引き取らないということです。
3 番委員	わかりました。
会 長	他に質疑はありませんか。 「質疑なし」
会 長	他に質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 3 号について、原案のとおり非農地として判断することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 3 号について、原案のとおり非農地であると判断いたします。 《議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について》
会 長	次に、議案第 4 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を

事務局	求めます。 議案書は 13 ページから 16 ページをお願いいたします。 説明に入ります前に、13 ページの議案の号数が、第 63 号となっており、前回の議案書をコピーして号数を修正しておりませんでしたので、第 4 号に修正をお願いします。 それでは、15 ページ、16 ページについてご説明いたします。 議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について 項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた使用貸借の設定（借受・転貸一体型）となります。 整理番号 1 番、農地中間管理機構に使用貸借権の設定等を行う者及び農地中間管理機構を通じて使用貸借権の設定等を受ける者については、記載のとおりです。 権利を設定する土地は、田平町下亀免字札ノ元 34 番 4、現況地目は田で、面積は 1,319 m²外 4 筆、合計 5 筆で 3,979 m²となります。設定する権利および地域計画に関する事項につきましては、記載のとおりです。整理番号 2 番から 8 番については、ご一読をお願いします。 合計で、8 件、筆数 25 筆、面積 26,228 m²となります。 続きまして、項目 2 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構で設定された権利の移転となります。 整理番号 9 番、権利を移転する者（現に農地中間管理機構から利用権設定を受けている者）および権利の移転を受ける者につきましては記載のとおりです。 権利を移転する土地は、田平町一関免字大山口 469 番 1、現況地目は田で、面積は 2,151 m²外 1 筆、合計 2 筆で 3,097 m²、移転する権利、移転の発生時期、地域計画に関する事項は記載のとおりです。整理番号 10 番については、ご一読をお願いします。合計で 2 件、筆数が 8 筆、面積が 8,924 m²となります。 なお、先ほど報告第 1 号、第 2 号で解約の報告をいたしました農地につきまして、一部再設定を行うこととなっておりますので、報告第 1 号の分につきましてが整理番号 5 番、報告第 2 号の分につきましてが整理番号 7 番となっております。 議案第 4 号の説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。
3 番委員	今回から地域計画関係の欄が増えていますが、今までの貸借の申請をするときと申請自体が変わっているんですか。
事務局	申請については特に変更点はございません。地域計画について

	は昨年度末をもって策定されておりまして、貸借につきましても変更がかかる部分がありますので、例えば貸借される農地がどの地区の地域計画に位置付けられているのかというところをお示しするために、今回から議案書の作成を変えたところです。
3 番委員	ということは、事務局サイドで地域計画の内容を確認する意味での記載ということですか。
事務局	委員の皆様にも確認していただきたいというところと、例えば耕作者が変わるとか前耕作者の面積が少なくなるとかの変更が生じますので、今後、地域計画の方も変更をかけていく作業もありますので、その時に目安となるように記載させていただきました。
3 番委員	わかりました。しかし、欄を増やすことで文字が小さくなり見にくい部分もありますので、議案書の作成の仕方を考慮してほしいと思います。
事務局	わかりました。次回から、今ご意見いただいた事項も考慮して議案書を作成したいと思います。
会 長	他に質疑はありませんか。 「質疑なし」
会 長	他に質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 4 号について、原案のとおり決定し要請することに、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 4 号について、原案のとおり決定し要請いたします。 ■ 日程 6 閉会
会 長	以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。 以上をもちまして、令和 7 年度平戸市農業委員会第 1 回総会を閉会いたします。

	閉会時刻：10 時 30 分 議 長 印 議事録署名人 議席番号 6 番委員 印 議席番号 12 番委員 印
--	---

■農業委員名簿

地区	議席番号	氏 名
北 部	5	岡 村 勝 彦
	17	前 原 正 行
	16	寺 田 俊 雄
	8	神 田 孝 夫
	4	榊 屋 可 恵
中 部	7	川 上 武 夫
	14	塚 本 憲 章
	6	松 山 矢 市
南 部	18	青 崎 日 出 男
	1	山 口 隆 徳
	9	針 尾 庄 作
生 月	11	谷 本 雅 嗣
	19	川 村 政 幸
	13	蜜 山 隆 満
田 平	3	松 本 一 郎
	2	川 尻 修 治
	15	大 山 荒 助
大 島	10	藤 沢 和 正
	12	松 山 浩 幸